

兵庫県公報

平成27年5月15日 金曜日 第2696号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 兵庫県卸売市場整備計画の一部変更（消費流通課）	1
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	2
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	2
○ 特定養殖共済の義務加入同意成立届の確認（同）	3
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	4
○ 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路企画課）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5
○ 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（市街地整備課）	5
○ 施設使用料の徴収事務の委託（県立人と自然の博物館）	6

告 示

兵庫県告示428号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第6条第5項の規定により、兵庫県卸売市場整備計画の一部を次のとおり変更した。

その詳細は、兵庫県農政環境部農政企画局消費流通課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成27年5月15日

兵庫県知事 井戸敏三

第3章「2卸売市場の整備方針(1)消費流通市場」において、既存の卸売市場に姫路市青果地方卸売市場を追加し、地域拠点市場として位置づけ、姫路市食肉地方卸売市場の開設形態を民設に変更し、南但魚菜地方卸売市場を削除する。



兵庫県告示第429号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

平成27年5月15日

兵庫県知事 井戸敏三

加古川西部土地改良区

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	田中義昭	加西市豊倉町467番地

国岡土地改良区

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	古谷昭雄	加古郡稲美町国岡2丁目17番地の3



兵庫県告示第430号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成27年 5月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市常本土地区改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	石 井 修	神戸市西区平野町常本493番地の 1
同	石 井 正 裕	同 市同区平野町常本480番地
同	戸 田 清 敏	同 市同区平野町常本198番地
同	戸 田 良 治	同 市同区平野町常本278番地の 3
同	橋 本 慧 祥	同 市同区平野町常本224番地
同	橋 本 勝 夫	同 市同区平野町常本260番地
同	橋 本 智	同 市同区平野町常本240番地
同	橋 本 卓 三	同 市同区平野町常本238番地
同	藤 本 吉 秀	同 市同区平野町常本278番地の 5
同	藤 本 登	同 市同区平野町常本255番地
同	戸 田 章 二	同 市同区平野町常本217番地
監 事	戸 田 照 正	同 市同区平野町常本279番地の 2
同	中 部 光 男	同 市同区平野町常本491番地の 1
同	橋 本 高 博	同 市同区平野町常本514番地の 3

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	石 井 康 昭	神戸市西区平野町常本493番地の 1
同	石 井 正 裕	同 市同区平野町常本480番地
同	戸 田 清 敏	同 市同区平野町常本198番地
同	戸 田 良 治	同 市同区平野町常本278番地の 3
同	中 部 義 昭	同 市同区平野町常本201番地
同	橋 本 慧 祥	同 市同区平野町常本224番地
同	橋 本 勝 夫	同 市同区平野町常本260番地
同	橋 本 智	同 市同区平野町常本240番地
同	橋 本 卓 三	同 市同区平野町常本238番地
同	藤 本 吉 秀	同 市同区平野町常本278番地の 5
同	藤 本 登	同 市同区平野町常本255番地
監 事	戸 田 照 正	同 市同区平野町常本279番地の 2
同	中 部 光 男	同 市同区平野町常本491番地の 1
同	橋 本 高 博	同 市同区平野町常本514番地の 3



兵庫県告示第431号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第 5 項において準用する同法第105条の 2 第 3 項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第 2 項の規定による同意があったものと認めた。

平成27年 5月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	

香住区域	網漁具を定置して営む漁業	平成27年 4月14日
湊区域	総トン数10トン未満の漁船により主として八田網を使用して営む漁業以外の漁業を主として営む漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業並びに網漁具を定置して営む漁業	同 上
坂越区域	総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業	平成27年 4月17日
佐野区域	総トン数20トン未満かつ15馬力又は48キロワットを超える漁船により船びき網を使用して営む漁業	平成27年 4月21日



兵庫県告示第432号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第125条の6第1項の規定による同意があったものと認めた。

平成27年 5月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

加 入 区	同意成立年月日
赤穂市加入区	平成27年 4月17日



兵庫県告示第433号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年 5月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
 宍粟市一宮町倉床字生身289の2、字桑垣309の1
- 2 指定の目的
 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字生身289の2・字桑垣309の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第434号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年 5月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
宍粟市一宮町公文字下モ金屋973の 1、973の 9、字堂ノ元1012の 1 から1012の 4 まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下モ金屋973の 1・973の 9（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第435号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、尼崎市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年 5月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
平成27年 5月11日から同年 6月30日まで
- 3 作業地域
尼崎市戸ノ内 3丁目



兵庫県告示第436号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、西宮市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年 5月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（TS測量、平板測量、デジタルマッピング（レベル500-道路縁内のみ）及びデジタルマッピング（レベル2500-道路以外））
- 2 作業期間
平成27年 5月18日から平成28年 3月31日まで
- 3 作業地域
西宮市全域



兵庫県告示第437号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宝塚市武庫川町土地区画整理組合から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成27年 5月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（2級及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成27年 2月24日から同年 3月31日まで
- 3 作業地域
宝塚市武庫川町の一部



兵庫県告示第438号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

その関係図書は、平成27年 5月15日から 2週間、兵庫県県土整備部土木局道路企画課において一般の縦覧に供する。

平成27年 5月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類	路線名	区 間	指定の部分	備考
一般国道	国道2号線	姫路市東郷町字下河原1454番3から 同 市神屋町2丁目23番まで	上下線	



兵庫県告示第439号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年 5月15日から供用を開始する。

その関係図面は、平成27年 5月15日から 2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年 5月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 3 7 3 号	佐用郡佐用町上月字真野385番2から 同 郡同 町上月字小山ヶ鼻508番3まで	旧	7.0から 16.0まで	449.0	
		新	10.0から 18.0まで	447.0	



兵庫県告示第440号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、香美町山手土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった

平成27年 5月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日
組合の名称 香美町山手土地区画整理組合

事務所の所在地 美方郡香美町香住区香住870番地の1(美方郡香美町役場内)

設立認可の年月日 平成10年2月6日

2 届出の内容

	氏 名	住 所
退任理事	伊 藤 博 之	美方郡香美町香住区若松615番地の3
新任理事	竹 中 延 行	美方郡香美町香住区若松691番地の21

~~~~~

**兵庫県告示第441号**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、兵庫県立人と自然の博物館の観覧料の徴収事務を、アクティオ株式会社大阪支店に次のとおり委託した。

平成27年5月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 委託した歳入の名称  
兵庫県立人と自然の博物館観覧料
- 2 委託した事務の範囲  
兵庫県立人と自然の博物館の利用に係る観覧料の徴収
- 3 委託した相手方の所在地及び名称並びに代表者氏名  
大阪市淀川区木川東4-8-33  
アクティオ株式会社  
大阪支店 支店長 狩 野 正 宏
- 4 委託期間  
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
- 5 徴収の方法  
アクティオ株式会社大阪支店は、観覧料を受領したときは、観覧料を納めた者に対し、観覧券又は領収書を交付するものとする。  
なお、徴収の方法については、兵庫県立人と自然の博物館の観覧料に係る徴収事務委託契約書による。